

# TAX INFORMATION

## 税のたより

### 認定長期優良住宅に係る 固定資産税の減額

新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅に係る固定資産税が減額されます。

#### 対象となる住宅

次の要件をすべて満たす住宅です。

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ・平成21年6月4日（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日）から平成22年3月31日までの間に新築された住宅
- ・住宅部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅
- ・住宅部分と住宅以外の部分とがある場合（併用住宅等）は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅

#### 減額対象床面積など

- ・一戸当たり120㎡（居住部分に限る）まで
- ・当該住宅に係る固定資産税額の2分の1の額を減額

#### 減額される期間

- ・3階建て以上の中高層耐火住宅等については新築後7年度分
- ・前記以外の住宅については新築後5年度分

#### 提出書類

- 次の書類を新築した年の翌年の1月31日までに役場税務課に提出してください。
- ・認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書
- ・認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し）

#### その他

長期優良住宅に対する減額措置は新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

#### 問い合わせ先

役場 税務課  
内線178・179

#### 税理士による 無料税務相談

##### 開催日

8月12日（水）

##### 時間

午後2時～4時

##### 場所

※一人30分以内

##### 担当

役場 1階相談室

##### 内容

東海税理士会津島支部所属の税理士

##### 内容

相続、贈与、確定申告（消費税含む）などに関する税務相談全般

##### 申込方法

税務課へ電話でご予約ください。

##### その他

- ・プライバシーは守られます。
- ・申告書等の税務書類の作成は行いません。

##### 予約・問い合わせ先

役場 税務課  
内線175・176

## 国民年金保険料の免除制度 をご利用ください

#### 免除を受けるには

国民年金には、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合に保険料の納付を免除する制度があります。

※免除を受けた期間については、次のことが適用されます。

- ・免除・猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- ・障害、遺族基礎年金を受け取るができます。
- ・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合には、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。
- ※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

申請し、承認されれば、保険料が全額または4分の3免除、半額免除、4分の1免除になります。承認には、前年の所得を確認する必要があります。ため、毎年申請が必要です。なお、所得については本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。

#### 必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・所得証明書、確定申告書写、源泉徴収票（平成21年1月1日現在当町以外で居住していた方）
- ・失業の場合は、「雇用保険受給資格者証」「離職票」等

#### 申請場所

役場 住民課

#### 免除される期間

平成21年7月  
～平成22年6月

#### 問い合わせ先

中村社会保険事務所  
☎（451）3485  
役場 住民課  
内線121